Ⅲ　重質油分解能力の向上以外に関する措置

⑴　コンビナート連携に関する措置

目標：石油コンビナート内の事業所間での連携を促進し、未利用又は余剰の留分を活用することにより、原油等の処理量を低減することを通じて、原油等の有効な利用を図ること。

措置の具体的内容	効果

⑵　石油残渣ガス化複合発電装置の導入に関する措置

目標：石油残渣ガス化複合発電装置（ＩＧＣＣ（Integrated Gasification Combined Cycle））の導入に合わせた重質油のガス化及びその灯油､軽油等の合成燃料への転換を図ること。

措置の具体的内容	効果

⑶　技術開発に関する措置

目標：上記⑴及び⑵に係る技術開発その他の原油等の有効な利用のための技術開発に取り組むこと。

措置の具体的内容	効果

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

3　各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

様式第２（第３条関係）

原油等の有効利用目標達成計画の変更

経済産業大臣　殿

年　　月　　日

住　所

氏　名　　印

（法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第11条第１項の規定に基づき、次のとおり提出します。

Ⅰ　特定燃料製品供給事業者のうち揮発油、灯油、軽油又は重油の製造をして供給する事業を行うものの名称

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

Ⅱ　原油等の有効利用目標達成計画の変更の具体的内容

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更の具体的な理由	

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

告示

○外務省告示第三百二十六号

平成二十二年二月一日にロンドンで署名された脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定について、日本国及びバミューダにおいてそれぞれの法令上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文の交換は、平成二十二年七月二日にロンドンで行われた。よって、同協定は、その第二十条１の規定に従い、平成二十二年八月一日に効力を生ずる。

平成二十二年七月五日　　外務大臣　岡田　克也

○経済産業省告示第百七十号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第三条第一項の規定に基づき、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針（平成二十一年経済産業省告示第二百七十七号）の全部を次のように改正したので告示する。

平成二十二年七月五日　　経済産業大臣　直嶋　正行

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針

我が国のエネルギー供給事業者によって供給されるエネルギーの供給源の相当部分を化石燃料が占めており、かつ、エネルギー供給事業に係る環境への負荷を低減することが重要となっている状況下において、エネルギー供給事業者が、資源の枯渇のおそれが少なく、環境への負荷が少ない非化石エネルギー源の利用や、化石エネルギー原料の有効な利用を図ることが重要となっている。

このため、エネルギー供給事業者は、太陽光、風力等の再生可能エネルギー源、原子力等の非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に努めることが必要である。

このうち、太陽光については、再生可能エネルギー源の中でも潜在的な利用可能量が多く、需要の拡大や技術革新による発電コストの低減等を通じて、その利用の促進を図ることが重要である。この太陽光を変換して得られる電気（以下「太陽光発電による電気」という。）の調達を促進する見地から必要な事項は、以下の太陽光発電による電気の調達に関する基本方針に示すとおりとする。